

第5章 国際知財制度研究会まとめ

I. はじめに

今年度の国際知財制度研究会では、TPP 協定知的財産章の概要と各国の知的財産関連制度の動向、TPP 協定の規定に関連する国際的知的財産問題、知的財産保護を巡る新しい風潮、WIPO 及び WTO/TRIPS 理事会その他フォーラムにおける議論の状況等に対する調査について、研究会委員やその他有識者の発表を踏まえつつ、検討を行った。

II. TPP 協定知的財産章の概要と各国の知的財産関連制度

環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の知的財産章（第 18 章）は、WTO 協定の一部である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）を上回る高い水準の保護や知的財産権の行使を定める国際条約として重要な意義を有するものといえる。この点、TPP 協定は未だ発効していないものの、本協定がアジア太平洋地域における 21 世紀型のルール雛形としての意義・価値を有するものであってそれは今後変ずることはなく、また、本協定で定められている規律が今後の経済連携交渉においてもその基礎となり得ることに疑いが無い。

そこで、TPP 協定第 18 章における各規律について、TRIPS 協定や偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）等既存の知的財産権に関する国際的な規律との比較、ASEAN4 カ国の TPP 協定知的財産章の担保状況について、TPP 協定に設けられている経過措置との関連と共に調査・分析を行った。

III. TPP 協定の規定に関連する国際的知的財産問題に関する調査

TPP 協定知的財産章の交渉中及び合意後に、米の産業界等より提起された意見等については、交渉中の米国産業界等の意見として米国企業連合発表「TPP 協定に関する 15 の要望事項」、ならびに、合意後の米国産業界等の意見や評価として ACTPN の報告書及び、ITC 報告書における利害関係者の見解を検討した。

また、TPP 協定知的財産章以外の章における規定中の、知的財産の権利や義務に関連する規定の概要として、電子商取引章におけるソース・コード関連の規定、投資章、及び紛争解決章についての概要を調査し、知的財産章との関係について検討を行った。

TPP 協定知的財産章の規定についての日本の産業界の意見として、委員からは、各国間の経済連携協定等を通じて知財法制度が改善されることを期待する一方で、真に実効性のある制度として各国の知財法が適切に運用されるよう働きかけを行っていくことの重要性も指摘された。

IV. 知的財産保護を巡る最近の状況に関する調査

2016 年 6 月 23 日の英国国民投票により、英国の EU からの離脱（BREXIT）の動きが進行している。今後、英国の通告により、英国の EU からの離脱手続が進められることにな

るが、我が国の企業への影響についての調査表調査をした。また、営業秘密保護法制に関する最近の動向として、米国連邦営業秘密保護法の制定と、欧州営業秘密保護制度に関する EU 指令の採択と主要国の対応状況を調査・検討した。インドにおける知財制度に関する動向に関して、商工省産業政策推進局（DIPP）が、2016年5月に発表した「国家知的財産権政策」について、知的財産意識の啓発・知的財産権の創出・法的枠組み・知的財産の管理・知的財産の商業化・司法判断の執行・人材開発等の観点から今後の制度設計の方向性につき調査を行った。

農産品に関する地理的表示制度については、日本と同等水準の制度を有する諸外国との間で相互的に保護が行われることを念頭においた改正法（2016年12月施行）について検討を行った。また、知財紛争における ISDS について、Philip Morris 事件を題材に検討を行った。さらに、Eli Lilly 対カナダの紛争の経過を調査し、投資協定が外国での知的財産権の保護にとってどのような役割を果たしうるかを検討した。

V. WIPO 及び WTO/TRIPS 理事会その他フォーラムにおける議論

近年、途上国が、WIPO や WTO/TRIPS 理事会、その他のフォーラムにおいて、公衆衛生や地球環境、生物多様性、人権等を根拠として知財保護を弱めようとする議論がされている。このような状況の中で、知財保護の実効性に関する政策的な議論や各国の立場等を注視し、現状把握を行い必要な検討を進めることを目的として、国連「医薬品アクセスに関するハイレベル・パネル」の報告書の検討、2016年2月以降の WIPO 遺伝資源等政府間委員会（IGC）における動向、および世界知的所有権機関（WIPO）における著作権関連の最近の動向を調査した。また、WTO/TRIPS 理事会における議論の動向及び TRIPS 協定に関連する紛争案件、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）についての調査を行った。

VI. むすび

経済のグローバル化や情報社会の進展は著しく、知的財産権の国際的な保護の重要性はますます大きくなっている。そのような状況で、TRIPS 協定をはじめとする多国間条約や二国間経済連携協定のみならず、各国の法制度の動向、新たな国際的紛争解決手続の枠組み及び適切な知財法制度の執行を含めて、絶えず情報を収集し、検討を続けていく必要がある。今後も、知的財産制度の国際的側面について、継続的に調査を続けることが期待される。